

國際經濟法序說

金沢良雄著

金沢良雄著

國際經濟法序說

有斐閣

著者紹介

1910年8月4日生，1938年東京大学法学部卒業

1948年 東京大学法学部助教授

1953年 北海道大学法学部教授

1966年 東京大学法学部教授

1971年4月 東京大学を定年により退職

現在 成蹊大学教授

主要著書

「貿易関係法」(日本評論新社 1956)

「産業法」(勁草書房 1958)

「水法」(法律学全集)(有斐閣 1960)

「経済法」(ダイヤモンド社 1961)

「経済法」(法律学全集)(有斐閣 1961)



国際経済法序説

昭和54年3月5日 初版第1刷印刷

昭和54年3月15日 初版第1刷発行

¥2500.

著者	金	沢	良	雄
発行者	江	草	忠	允

東京都千代田区神田神保町2～17

発行所 株式会社 有斐閣

電話 東京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷・株式会社精興社 製本・牧製本印刷株式会社

© 1979. 金沢良雄. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。

3032-043500-8611

はしがき

国際経済に関連する法現象は、第二大戦後、大きく変化しようとしてきた。経済法を専攻しようとする私にとっては、それは、大きな関心の的となった。戦後、占領中に、東京大学法学部において横田喜三郎先生を中心とする日本管理法令研究会が発足し、その一員に加えられたことは、この私の関心を、いっそう深める契機ともなった。当時、外国文献の入手が困難であったことも、かえって、国際経済関係の法現象を研究する意慾を高めてくれたように思う。

本書は、国際経済法に関連するこれまでの私の論文等を収録したものである。

本書の第一に収めた「国際経済法に関する一考察」(一九五五年)は、田中耕太郎先生の「世界法の理論」をはじめ、国際経済学の諸先輩の著述の教えを受けながら、取りまとめたものである。国際経済学の交遷をたどりつつ気づいたことは、法の世界においても、国際経済法と国内経済法との関連性が、今日、深まってきたということであった。この点は、とくに、この論文の第二章第四節にとりあげておいた。

「国際経済法に関する一考察」を発表した翌年(一九五六年)に、ゲッティンゲン大学のエルラー教授の「国際経済法の基本問題」(*Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts*)が刊行された。私は、早速、これを、東京大学の大学院の演習に用いた。このエルラー教授の見解と、すでに発表されていたロンドン大学のシュヴァルツエンベルガー教授の見解とを併せて紹介するとともに、若干の批判を加えたものが、本書の第二に収めたものである。これを、横田先生還暦祝賀「現代国際法の課題」に収録していただくことができたのは、幸であった。

本書には、さらに、国際経済法に関連するものとして、「国際経済法と自由化」及び「EEC条約の独禁条項違反行為の法律的効果とその裁判管轄権」の二つの論文を収め、また、英文のものとして、三つの論文を収めた。これらは、いずれも、それぞれ個別的なものであり、体系的関連性をもつものではない。

したがって、本書は、全体として、とくに国際経済法の体系的研究書とはいえない。また、なかには、今日の時点からすれば、さらに、加筆なり補充なりをしなければならないものもある。しかし、この際は、それはそれなりに、その時点における考察として意味もあると考え、原論稿のままとしておいた。また、そのなかには、課題によっては、今日の時点において、国際的には、関心が深められてきているものもあるように思う。例えば、貿易及び国際投資に対する環境的規制（英文Ⅲ）などである。

本書の第一に収めた論文の「はしがき」の終りに、私は、「より実証的、理論的な研究が必要」であるとし、これを「今後待つ」こととしていた。しかし、それは、いまだ、充たされていない。慙愧に堪えない。ところで、今日では、国際経済法に関するすぐれた労作が、内外に多数に出されてきた。本書に書評として収めた桜井雅夫著「国際経済法研究」もその一つである。

本書は、私のささやかな研究の軌跡の一つである。これを刊行することにふみ切ったのは、これによって、諸先生諸先輩から受けた学恩に対し、せめてもの感謝の心をあらわしたかったからである。

最後に、本書の出版に当っては、有斐閣編集担当の新川正美常務取締役役にかと相談に乗っていただき、また、出版の事務に至るまで一方ならぬお世話になったことを衷心より御礼申上げたい。

昭和五四年一月

金 沢 良 雄

目次

第一	国際経済法に関する一考察	一
第二	国際経済法の概念に関する若干の見解 ——エルラー及びシュヴァルツェンベルガーの見解について——	三
第三	国際経済法と自由化	五
第四	E E C 条約の独禁条項違反行為の法律的效果とその裁判管轄権	三三
	〔書評〕 桜井雅夫著『国際経済法研究——海外投資を中心として——』	三三
I	ACCESSION OF JAPAN TO THE ORGANIZATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT (OECD) AND THE LIBERALI- ZATION OF CAPITAL MOVEMENTS	一
II	INTERNATIONAL ECONOMIC COOPERATION OF JAPAN	一六
	(Its Legal Structure and Problems)	
III	ENVIRONMENTAL REGULATION FOR FOREIGN TRADE AND INVEST- MENT IN JAPAN	二四

目

次

第一 国際経済法に関する一考察

はし
がき

第一章 国際経済法の発生

第一節 国際経済法の発生地の盤

第二節 国際経済に関する法規制の発生の過程

第二章 国際経済法の意義

第一節 国際経済と国際経済法

第二節 世界経済と世界経済法

第三節 国際経済法の意義

第四節 経済法と国際経済法との関係

第三章 国際経済法の構造

第一節 二国間条約・多数国間条約

第二節 国際経済法の複合的構造

第三節 国際経済法の統一的構造

は し が き

第二次大戦後、世界の経済には大きな変化が生じ、これに対する国際的な政策もまた、国際貿易機関憲章やブレトン・ウッズ協定などあらたな型をうち出してきた。戦時中は、国内の経済法にのみ向けられていた私の目は終戦後間もなく、これらのあらたな国際的な動向に向けられざるをえなくなった。とくに、終戦後、日本管理法令研究会の一員として、連合国の対日政策にもとづく数多くの管理法令を研究する機会を与えられたことによって、国内のあらたな経済法が、ほとんど、国際的な諸政策に関連することがあきらかとなるにつれ、これらの経済法によって来るところの根源を究明する必要性に迫られた。⁽¹⁾さらに、今日の世界では、戦勝国であると戦敗国であると問わず、一国の経済を維持発展させるためには、国際的な場からの調整が必要であることがあきらかになってきた。それは、資本主義経済は、一国の法秩序のみでは支え切れず、国際的な法秩序を要求するということである。ここに、国際経済法なるものへの関心が生じたといえよう。

「世界経済の法的規整」については、すでに、田中耕太郎博士の『世界法の理論』における貴重な労作がみられる。しかし、国際経済法なるものについての直接の実証的総合的な研究は、いまだ、十分には行われていないようである。はたして、「国際経済法」なるものがみとめられるか否かも、疑問であろう。しかし、最近は、おびただしい、あらたな国際経済の法規制の事実に対して、関心がむけられ、わが国でも、国際法学者や経済法学者のなかには、「国際経済法」あるいは「国際経済統制法」に論及するものが若干みられるようになった。⁽²⁾外国では、私の知りえたかぎりでは、最近、フーバー(Hubert)が『経済行政法』のなかで、「国際経済統制」についてのべ、「国際経済行政法」なるものにふれている。⁽³⁾(この点については後述第二章第三節四註(3)参照)。また、国際法についての最

近の著述には、通商条約に関し、各種の商品協定などにも論及するものもある。⁽⁴⁾ また、従来「國際機關」、「國際經濟機關」などに関するものの中にも、國際經濟の法規制についてのべられているものもある。⁽⁵⁾ が、國際經濟の規制一般については、むしろ、「國際關係」(international relations)、「國際經濟」、「世界經濟」などに関連する著書のなかにのべられていることが多い。⁽⁶⁾

本稿は、經濟法を研究する者として、上述したような國際經濟の法秩序化への関心から、國際經濟法についての素描を試みようとするものである。それには、國際經濟法の発生(第一章)、意義(第二章)、構造(第三章)に分って考察しようと思う。しかし、これらの考察は、一応の素描にすぎないのであって、國際經濟法なるものをみきわめるためには、さらに、より実証的、理論的な研究が必要であり、とくに、個々の条約や協定の内容に立ち入って、分析、検討、整序を行わなければならない。しかし、これらの研究は、今後に待つこととし、ここには、いわば、研究の発端を概括的にのべるにとどめる。

- (1) この間の小稿として、金沢良雄「國際貿易憲章と國際通商立法」(日本管理法令研究三三三)。
- (2) 經濟法学者では、高田源清教授が「經濟法」(昭和二八年四月)のなかで、「國際經濟統制法」(同著一七一頁以下)に、また、福光家慶教授が「經濟法の概念」(神戸法学雜誌三卷三三、昭和二八年一月)のなかで、「國際經濟法」(同誌五五七頁)にふれられている。また、國際法学者では、大平善梧教授が「經濟的國際協力」(國際法講座二卷、昭和二八年一月)のなかで「國際經濟法の形成」につき述べられている。
- (3) E. R. Huber, *Wirtschaftsverwaltungsrecht*, II Bd., 1954, SS. 206 ff.
- (4) L. Oppenheim, *International Law*, Vol. I, 1948, pp. 875 ff.
- (5) (6) これらの著書は、本稿中随所に引用することとする。

第一章 國際經濟法の発生

國際經濟法の意義を検討するに先立って、まず、その発生の地盤と過程とを考察しよう。何等かの法現象の発生があつてはじめて、ある一群の法の意義の探究が行われるべきだからである。

第一節 國際經濟法の発生の地盤

ここでは、經濟法の探究の視野を深め、かつ、広める立場から、國際經濟法の問題へと、はいつて行く必然性について考えることとする。

經濟法の概念規定については、今日、きわめて複雑多岐な諸説があることは、周知のとおりである。しかし、經濟法の発生の歴史的地盤が、高度資本主義における矛盾の発生にあったことは、おそらく疑をいれないであろう。ところで、經濟法が、発生的には、このように、資本主義經濟の内在的矛盾の解決のためのものであったとすれば、それは、国内法としてだけでは、十分な機能をはたしえない必然性をもっていたともいえる。本来、資本主義は、普遍性をもち、國際性をもつものであり、商品と資本とは、利のおもむくままに、国境をこえて交流しようとする性質をもっている。そこでは、国家とか国境とかが問題なのではなくて、ただ、經濟社会が問題なのである。市民社会においては、国家は、ただ、夜警的存在としてのみ意味をもったとさえいえよう。ところで高度資本主義の矛盾——とくに恐慌——が発生すると、市民社会での自動的調節作用のみでは、その經濟を維持發展させえなくなり、

国家権力との結合が要求される。夜警的国家は、かくて、白昼堂々と經濟に干渉するに至る。經濟法、とくに、その初期的なものとしてのカルテル助成法は、まさに、ここから生じた。しかし、各国の独占資本の國際的な競争が行われるかぎりでは、問題は、根本的には解決しえない。

例えば、わが国の經濟法として、初期にあらわれた輸出組合法と重要輸出品工業組合法（いずれも大正一四年）は、世界最初の強制カルテル法といわれているが、それ自体、海外市場の獲得をねらったもので、國際的關係をもち、これが効果をおさめるか否かは、國際的諸条件の如何にかかっていたといえる。したがって、他国のカルテル助成法⁽²⁾や關稅障壁⁽³⁾の強化などの措置が加えられるに従って、その効果は、次第に期待できなくなるのであり、實際にもまた、その方向をたどり、わが国の強制カルテル法は、その後、一層強化されねばならなかったし、それにもかかわらず、問題は、根本的に解決したとはいえなかった。こうした傾向は、要するに、經濟的国家主義にもとづくものにほかならない。そして、このような經濟的国家主義の方向は、一方では、實力による解決（戦争）へと進むが、他方では、國際的な規制を求める。市民社会が、本来的に、普遍性、國際性をもつかぎりでは、それは、一国の国家権力による政策的人為的統制を求めるのみでなくて、さらに、國際的な規制をも要求せざるをえないといえよう。例えば、独占の國際的競争の休止としての私的國際カルテルに代る政府間商品協定（後述）である。

このようにして、資本主義經濟の内在的矛盾を地盤として発生した經濟法は、それだけでは、その役割を果しえず、國際的な場からの解決——國際的な法規制——を要求すべき本質を内蔵していたといえる。すなわち、國際經濟法の発生の地盤は、經濟法のそれと共通しているといえよう。

しかし、ここに注意すべきことは、經濟法と國際經濟法とが、発生の地盤を共通にするということとは、かならずしも、両者の機能や作用が同じであることを意味しないということである。

資本主義を世界資本主義として考える場合には、その内在的矛盾の解決を、世界国家的權力によって統一された政策的人為的統制に求めるということも考えられる。しかし、現実には、このような世界国家的權力は、今日存在しないのであって、主権を有する国家が國際社会を構成しているのであり、世界的統一的統制ということは、諸々の国家的利害の対立によって制約されている。したがって、國際經濟法は、一国の經濟法と、その機能や作用において協調的である場合もあるが、ときには、むしろ、逆に、反撥的である場合も多く、一国の經濟法に対して、國際經濟法が、これを制約する立場に立つことも多い（後述第二章第四節）。例えば、經濟的国家主義の立場を固執する国家に対して、國際連盟や國際連合などが、國際的な自由通商への努力を行うような場合である。

(1) E. Eggmann, *Der Staat und die Kartelle*, 1945, S. 32.

(2) 第一次大戦後の強制カルテル法としては、前述の日本の輸出組合法、重要輸出工業組合法やその後身の工業組合法（昭和六年）、商業組合法（昭和七年）、これを合せた商工組合法（昭和八年）、貿易組合法（昭和十二年）、また、重要産業統制法（昭和六年）をはじめ各種の単行事業法のほか、一九三二年のイタリーの強制カルテル法（Eggmann, a. a. O., SS. 34 ff.）、一九三三年のドイツの強制カルテル法（Eggmann, a. a. O., SS. 36 ff.）などがある。また、一九一八年のアメリカのウェップ・ボメリン法も消極的に貿易カルテルをみとめたものとして注目され、さらに一九三三年の国家産業復興法（NIRA）もカルテル助成法であった。

(3) 最もいちじるしい例は、一九三二年のオッタワ協定。

第二節 國際經濟に関する法規制の發生の過程

國際經濟に関する法規制の發生の過程は、およそ、(1)第一次大戰前、(2)第一次大戰後（戦争間期間）、(3)第二次大戰後の三つに分けて、考察することができる。これらの三つの期間では、資本主義經濟の進展に応じて、國際經濟に関する法規制の上にも、それぞれ、一応の特色がうかがえるからである。

一 第一次大戰前

第一次大戰前における國際經濟に関する法規制は、主として、資本主義社会における市民の自由な國際經濟活動を促進するためのものであったといえる。それは、一般的には、自由主義經濟時代の特色とみることができる。資本主義經濟の發生にともなう市民の自由な國際經濟活動に法的根拠を与えたものは、通商航海条約である。⁽¹⁾ 通商条約は、すでに中世に若干みられたが、それは主として政治的性質のものであった。⁽²⁾ それが、次第に、貿易促進のためのもとなったのは一七世紀以後であったが、当時は、一面、マーカンティリズム的政策をふくむものでもあった。⁽³⁾ 通商条約が、政治性を払拭し、資本主義經濟における自由通商の基礎となったのは、一八世紀においてであり、この期には、通商条約は、全ヨーロッパにひろまった。⁽⁴⁾ その代表的なものは、一七八六年のイギリス・フランス間のエデン条約 (Eden Treaty) である。さらに、一九世紀の後半に入るや、通商条約は國際条約における花形となった。その代表的なものは、一八六〇年のイギリス・フランス間のコブデン条約 (Cobden Treaty) である。この条約は、イギリスの全権であった自由貿易主義者コブデンにより交渉され、関税の引下無条件最惠国条項を定めたものであり、これを契機として、自由貿易主義をとる多くの通商条約が促進された。⁽⁵⁾ その後若干の消長があり、また、

なかには、不平等条約や保護関稅的条約もあったが、これらの通商条約網が、一般的に、自由な市民的國際經濟活動の根柢となったことは否定できない。そして、これらを國際的な法的根柢としつつ、金本位制による多角的自動的な國際通商が行われていたというのが、第一次大戰前の自由主義時代の特色といえる。

また、この自由な市民的國際經濟活動を円滑ならしめるために、一九世紀の後半には、多くの多数國間条約が結ばれた。例えば、万国郵便連合（一八六三年）、万国電信連合（一八六五年）、万国度量衡条約（メートル条約）（一八七五年）、万国工業所有權保護同盟（一八八〇年）などである。そして、これらの多数國間条約が成立しえた理由は、それが、市民的國際經濟活動に必要であったことのほかに、それらは、比較的技术的性質のものであり、政治的色彩にとほしく、国家主義によって、わずらわされなかったという点にある。⁽⁷⁾尤も、これらのなかにも、国家主義的立場からの反対をうけたものもあったが、⁽⁸⁾全体としては、以上のような理由で、この種の多数國間条約は、この期間に、比較的に進歩した。⁽⁹⁾

以上のように、この期間では、國際通商の一般的基本的な法的根柢としての通商航海条約、上述のような技術的性質の多数國間条約のほかは、國際經濟に関する条約は、ほとんどみられず、國際經濟活動は、自由通商における自動的調整作用によって行われていたといえる。が、その間、國際經濟政策的な立場からの多数國間条約として、注目すべきものに、一九〇二年のブラッセルの砂糖条約⁽¹⁰⁾ (Sugar Convention) がある。これは、ヨーロッパ生産国によって結ばれ、当時の奨励金ダンピングに対し、生産及び輸出についての補助金の禁止などを行つたものである。これに先立って若干の条約が結ばれた（例えば一八六四年、一八七七年）が、それらは強制力なく効果的でなかった。この条約が最終的に結ばれ、常設委員会が実施を監視した。これは、第一次大戰後にみられる政府間商品協定のように、生産乃至輸出の割当を行うまでには至っていないが、第一次大戰前での國際通商における公平な自由

競争を意図した多数国間条約として注目される。

- (1) 通商条約の歴史的考察については、A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, 1947, pp. 30, 89, 127, 199, 261. 油本豊吉「貿易政策大系」(昭二四)二五四頁以下。
- (2) すでに、マグナカルタ(一二一五年)は、すべての商人にイギリスに滞在し取引する権利をみとめ、また、一四世紀以後、イギリスは商人の保障と通商の利益のために互恵条約を結んだ。例えば、一四九五年のイギリス・オランダ間の条約(*Intercursus Magnus of 1495 between Henry VII and Duke of Burgundy*). Nussbaum, *op. cit.*, pp. 29-30.
- (3) *ibid.* p. 30.
- (4) *ibid.* pp. 89-90. この期の代表的な通商条約は、一七〇三年のイギリス・ポルトガルのメシューエン条約(*Methuen Treaty*)である。
- (5) *ibid.* pp. 127-128.
- (6) *ibid.* p. 199.
- (7) 田中耕太郎「世界法の理論」一巻四九六頁。
- (8) 万国郵便連合の形成に際しては、「国民の感情と光榮に対する脅威」("menace to national sentiment and glory")と云う攻撃をなした。W. Levi, *Fundamentals of World Organization*, 1950, p. 126.
- (9) *ibid.* p. 128.
- (10) E. S. Mason, *Controlling World Trade*, 1946, p. 179; R. F. Martin, *International Raw Commodity Price Control*, 1937, p. 57; C. H. Alexandrowicz, *International Economic Organisation*, 1952, p. 36; C. A. Riches, *Majority Rule in International Organization*, 1940, p. 139; P. S. Reinsch, *Public International Union*, 1911, p. 49; G. J. Mangone, *A Short History of International Organization*, 1954, p. 87.

二 第一次大戦後（戦争間期間）

以上のような自由主義的國際經濟が全般的に変貌してきたのは、第一次大戦後、とくに、世界的恐慌の発生と共にともなう金本位制の崩壊とによってであった。そして、これらを基盤として、國際經濟の法規制は、きわめて多数にのぼった。その特色は、一般的には国家的統制の補強乃至補足という点にみられる。すなわち、恐慌対策としてのカルテル助成法や、関税政策を、國際的な場において補強しようとするための政府間商品協定や、関税協定あるいは、金本位制崩壊にともない、各国が貿易統制や為替管理を行う場合の相互調整のための各種の國際協定などである。尤も、これらのうちには、国家的統制の補強乃至補足という点から、さらに進んで、國際經濟の總体的立場からの規制とみるべきものも若干みられるのであり（例えば、後述の生産国と消費国を含む政府間商品協定）、また、國際決済銀行（Bank for International Settlements）のように、ドイツ賠償問題の解決案（ヤング・プラン）の一環として國際的立場から（一国の統制に関係なく）多数国間条約によって設置された國際機關もある。さらに、國際連盟により、國際經濟の總体的立場から自由通商への復帰をねらった各般の國際會議が行われた。しかし、この期間では、國際連盟のこの種の努力は、經濟的国家主義にはばまれ、おおむね十分な効果をおさめることもできず、全体としては、国家的統制の補強乃至補足的役割をはたすべき國際經濟の法規制が、支配的であったといえよう。つぎに、そのあらましをみよう。

恐慌対策としてのカルテル法、とくに強制カルテル法は、經濟法の分配でも、発生の当初から重要な地位を占めているが、國際經濟法についても、國際カルテルは、その発生の一つの母胎であった。第一次大戦後、私的國際カルテルは多数にのぼったが、単なる私的カルテルでは、十分に効果をあげえず、政府の干与が行われた⁽²⁾。その干与の仕方には、政府所有の商品（例えば、國際炭酸カリ・カルテル）や企業（例えば、ドイツ、フランス政府企業の國際アル